

次回期日令和３年１２月２０日午前１１時３０分

令和３年（行ウ）第１０号 公金支出返還等請求事件

原告 …… 外４名

被告 香川県知事 浜田恵造

令和３年１２月１３日

準 備 書 面（１）

高松地方裁判所民事部合議１Ｂ係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 作 花 知 志

原告らは、被告提出令和３年１２月９日付答弁書記載２頁記載の求釈明に対して、以下のとおり主張を行う。

第１ 「ア」について

- １（１）本件条例は憲法に違反している。また本件条例は、根拠となる立法事実や科学的根拠が存在しない。その点で、本件条例は憲法９８条１項により無効である。
 - （２）本件条例が憲法に違反している以上、香川県としては、本件条例を立法してはならず、立法した後には速やかに改廃する義務があった（憲法９９条）。
 - （３）特に、香川県弁護士会会長による声明（「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」に対する香川県弁護士会長声明）（甲７）が出された後は、その義務の存在は顕著であった。
 - （４）本件条例を立法してはならず、立法した後に速やかに改廃する義務があった香川県が、その義務を履行しないまま、公金により本件着手金を支出したことが、裁量の逸脱・濫用であり違法行為になることは明白である。
- ２（１）別訴訟の提起を契機にして、香川県は、憲法に違反し無効である本件条例

の改廃を行うべき義務があった（香川県が、本件条例を立法した後に、速やかに改廃する義務があったことは、上の１項で述べたとおりである。）。別訴訟の提起を契機にして、香川県が本件条例の改廃を行っていれば、別訴訟は訴えの取り下げや和解などにより円満に解決し、香川県が公金により本件着し金を支出する必要はなかったのである。

(2) ところが、別訴訟において香川県は、本件条例を合憲であると主張して争った。それは香川県の「本件条例を立法した後に速やかに改廃する義務」に違反する行為である（憲法９９条）。

(3) 本件条例を立法してはならず、立法した後に速やかに改廃する義務があった香川県が、その義務を履行しないまま、公金により本件着し金を支出したことが、裁量の逸脱・濫用であり違法行為になることは明白である。

３ オないしキ（訴状（８～１３頁））において、「香川県は「本件条例の内容を再検討したり、廃止や改正を検討したりすることなく」と主張した点は、本件条例を立法してはならず、立法した後に速やかに改廃する義務があった香川県が、その義務を履行しなかったことを意味している。

４ ク（訴状（１３～１６頁））において、「香川県は「パブリック・コメントに不正があった」と指摘されている内容を調査したり、本件条例案を再検討したり、本件条例の廃止や改正を検討したりすることなく」と主張した点は、地方公共団体が制定する条例制定権の根拠について、最高裁大法廷昭和３７年５月３０日判決は、「地方公共団体の制定する条例は、憲法が特に民主主義政治組織の欠くべからざる構成として保障する地方自治の本旨に基づき（憲法９２条）、直接憲法９４条により法律の範囲内において制定する権能を認められた自治立法に外ならない。」と判示しているところ、パブリック・コメントに不正が行われた可能性が指摘されており、正当な民主的プロセスを経た民意に支えられていない本件条例は憲法９４条に違反するのであるから、本件条例を立法してはならず、立法した後に速やかに改廃する義務があった香川県が、その

義務を履行しなかったことを意味している。

- 5 ケ（訴状16頁）において、「香川県は、本件条例を廃止してガイドラインとすることを検討することなく」と主張した点は、まず、①努力義務を課しているにすぎない本件条例の内容はガイドラインで規定すれば足りるにも拘わらず、あえて条例という法規範を設けて規制を行っている点で必要最小限度の制限を超えた規制が行われており、憲法に違反していること。

そして、②憲法94条が、「地方公共団体は、（中略）法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定している点について、福岡高裁判決昭和58年3月7日判決及び最高裁判決平成16年12月24日判決は、「①仮に条例が、法律の目的や規制に抵触せず、併存・競合しているとされる場合でも、②法律が、条例によるより強度な規制を禁止していないとされる場合でも、条例による規制が適法であるためには、規制に合理性及び必要性が存在し、かつ、規制手段が相当なものでなければならないこと。それは憲法94条の要請であること。」の趣旨を判示しており、それは、「条例による規制について、規制目的と規制手段が比例原則に適合した適正なものであること」が憲法94条における「法律の範囲内」であるための要件とされたものであるところ、努力義務を課しているにすぎない本件条例の内容はガイドラインで規定すれば足りるにも拘わらず、あえて条例という法規範を設けて規制を行っている点で、条例による規制について、規制目的と規制手段が比例原則に適合した適正なものでなく、憲法94条に違反することを意味している。

ところが、香川県は、その憲法94条に違反する本件条例を廃止してガイドラインとすることを検討することを行わなかったのである。それは、本件条例を立法してはならず、立法した後に速やかに改廃する義務があった香川県が、その義務を履行しなかったことを意味している。

第2 イについて

- 1 「調査」、「検討」又は「再検討」を行えば、香川県が、本件条例が憲法に

違反していることは容易に認識することができた。また認識すべきであった。それは明白である。

例えば、本件条例 1 条は、本件条例の目的を、「ネット・ゲーム依存症対策の推進」と規定し、本件条例 2 条(1)は、「ネット・ゲーム依存症」の定義として、「ネット・ゲームにのめり込むことにより、日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。」と規定しているのに対して、本件条例は「ネット」（インターネット（本件条例 2 条(2)）とも「ゲーム」（コンピュータゲーム（本件条例 2 条(2)）とも関係がない、「スマートフォンによる電話での通話」（本件条例 2 条(6)、本件条例 18 条 1 項及び本件条例 18 条 2 項）や、「パソコンによる文書の作成」（本件条例 2 条(6)、本件条例 18 条 1 項及び本件条例 18 条 2 項）までもが規制の対象とされているのであるから、本件条例が①規制に何ら立法事実（科学的根拠）がないこと、②必要最小限度を越えた規制が行われていること及び③立法目的（本件条例 1 条）と規制手段（本件条例 2 条(6)及び本件条例 18 条 2 項）との間に実質的関連性が認められないことにより、違憲であることは明白である。

それは容易に認識しうることである。「調査」、「検討」又は「再検討」を行えば、香川県が、本件条例が憲法に違反していることは容易に認識することができた。また認識すべきであった。それは明白である。

第 3 ウについて

- 1 原告らが主張する「調査」、「検討」又は「再検討」の具体的意味内容は、本件条例が憲法に違反していないかについての、「調査」、「検討」又は「再検討」である。

例えば、別訴訟において被告（香川県）は、提出した令和 3 年 5 月 14 日付第 1 準備書面において、本件条例の科学的根拠として、「「ネット・ゲーム依存症」ないしそれに類する概念については、一定の診断基準が示され相当程度は明確になった①インターネットゲーム障害(IGD)と②ゲーム障害を除き、明

確かつ一義的な定義づけは、研究医療ないし臨床医療の現場でも未だなされて
いない。」と主張した（別訴訟における被告（香川県）提出令和３年５月１４
日付第１準備書面４～６頁（甲３４））。

ところが、その別訴訟において被告（香川県）が令和３年５月１４日付第１
準備書面４～６頁（甲３４）で本件条例の科学的根拠として引用した①②は、
いずれも「コンピュータゲーム」についてのものであり、「ゲーム行動を伴わ
ないインターネット利用」についてのものではない。

すると、その別訴訟における被告（香川県）の主張を踏まえると、本件条例
１条は、本件条例の目的を、「ネット・ゲーム依存症対策の推進」と規定し、
本件条例２条(１)は、「ネット・ゲーム依存症」の定義として、「ネット・ゲー
ムにのめり込むことにより、日常生活又は社会生活に支障が生じている状態を
いう。」と規定している内の、「ゲーム行動を伴わないインターネット利用」
については、何ら規制の科学的根拠が存在しないことは明らかである（ちなみ
に、香川県弁護士会会長による声明（「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」
に対する香川県弁護士会会長声明）（甲７）の２枚目では、「ゲーム行動を伴わ
ないインターネット利用」について、本件条例には科学的根拠が存在しない点
が、明確に指摘されている。）。それは容易に認識しうることである。

このように、原告らが主張する「調査」、「検討」又は「再検討」の具体的
意味内容は、本件条例が憲法に違反していないかについての、「調査」、「検
討」又は「再検討」である。「調査」、「検討」又は「再検討」を行えば、香
川県が、本件条例が憲法に違反していることは容易に認識することができた。
また認識すべきであった。それは明白である。

以上